

第四十五条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第四十六条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第四十七条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「新築された」を削り、「この項及び次項」を「この条」に、「」を取得し」を「」で新築されたものを取得し」に改め、「これを」の下に「当該法人の」を加え、「賃貸の用に供した場合を」を「その用に供した場合を」に、「当該法人の賃貸の用」を「その用」に、「の百分の二十八（当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時ににおける同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の四十）に相当する」を「に次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時ににおける法人税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年未満であるもの 百分の二十八（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、

百分の十四)

二 サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時ににおける耐用年数が三十五年以上であるもの
百分の四十（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したもののについては、百分の二十）

第四十七条第三項中「同項に規定する」を「サービス付き高齢者向け賃貸住宅の」に改める。

第四十七条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「その事業の用」を「その用」に、「が第三項第二号」を「が、第三項第二号」に改め、「掲げる建築物」の下に「のうち同号イに掲げる地域内において整備されるもの」を加え、「百分の五十」を「百分の五十とし、同号に掲げる建築物のうち同号ロに掲げる地域内において整備されるものである場合には百分の四十とする。」に改め、同条第三項中「から第三号まで」を「及び第二号」に、「第四号」を「第三号」に改め、同項第一号中「第二条第六号」を「第二条第一号」に、「施設建築物」を「市街地再開発事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）によつて建築される建築物」に改め、同項第二号中「都市再生特別措置法」を「次に掲げる地域内において、都市再生特別措置法」に改め、「認定計画」の下に「イに掲

げる地域については、」を加え、同号に次のように加える。

イ 都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域

ロ 都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域（イに掲げる地域に該当するものを除く。）

第四十七条の二第三項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第四十八条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「その事業の用」を「その用」に改める。

第五十二条の二第一項中「第四十二条の十一第一項」の下に「、第四十二条の十二の二第一項、第四十二条の十二の三第一項」を加え、同条第二項及び第五項中「第四十六条」を「第四十五条第二項」に改め、同条第六項中「同項に規定する特別償却対象資産」を「特別償却対象資産」に改める。

第五十二条の三第一項中「（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第四項及び第十三項中「第四十六条」を「第四十五条第二項」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の十一」の下に「、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三」を加える。

第五十七条の七の二第一項中「事業年度の」を「適用事業年度の」に改め、同項第二号中「から、当該事業年度」を「から、当該適用事業年度」に、「の当該事業年度」を「の各事業年度」に、「（当該事業年度）を」（各事業年度）に、「とし、当該事業年度」を「とし、当該各事業年度」に、「控除した後」を「控除した」に改め、同条第二項中「中部国際空港をその事業の用に供した日」を「平成二十五年四月一日」に改め、「期間」の下に「（次項において「積立期間」という。）」を加え、同条第三項中「の事業年度」の下に「（積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その末日を含む連結事業年度。以下この項において「基準事業年度等」という。）」を加え、「（同項に規定する期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度以後の各事業年度）」を削り、「中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を基礎として政令で定めるところにより」を「基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを積立期間を勘案して政令で定める

期間の月数で除して」に、「当該前事業年度等」を「前事業年度等」に改め、「当該繰り越された」の下に「中部国際空港整備準備金の」を加え、同条第四項中「適格合併」の下に「又は適格分割型分割」を加え、「第二号」を「第二号イ」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第二十一条第一項の規定により同法第四条第一項の規定による指定が取り消された場合 その取り消された日における中部国際空港整備準備金の金額

二 譲渡、合併又は分割により中部国際空港を移転した場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合併により合併法人に中部国際空港を移転した場合 その合併の直前における中部国際空港整備準備金の金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 中部国際空港を移転した日における中部国際空港整備準備金の金額

第五十七条の七の二第五項及び第六項中「第八項及び第九項」を「第九項及び第十項」に改め、同条第九項中「前項において準用する第五十五条第十一項に規定する合併法人のその合併の日を含む事業年度における第三項の規定の適用について」を「第七項及び第八項に定めるもののほか、第一項から第六項まで

及び前二項の規定の適用に関し必要な事項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第十二項及び第十三項前段」を「から第十三項まで」に、「第六十八条の五十七の二第六項前段」を「第六十八条の五十七の二第七項前段」に、「第六十八条の五十七の二第六項」を「第六十八条の五十七の二第七項」に、「中部国際空港の設置及び管理の事業を営む者」を「中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社」に、「同条第十三項前段」を「同条第十三項」に、「第三項」を「第三項の」に、「と読み替える」を「と」、「第三項中」とあるのは「第五十七条の七の二第三項中」と読み替える」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 第五十五条第十四項から第十七項までの規定は、第一項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社が適格分割型分割により分割承継法人に中部国際空港を移転した場合（第六十八条の五十七の二第九項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十五項中「第三項」とあるのは「第五十七条の七の二第三項」と、同条第十六項中「第六十八条の四十三第二項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第九項において準用する第六十八条の四十三第二項」

と、「者でないとき」とあるのは「者又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社でないとき」と、同条第十七項中「第六十八條の四十三第三十二項」とあるのは「第六十八條の五十七の二第九項において準用する第六十八條の四十三第三十二項」と、「第三項の」とあるのは「第五十七條の七の二第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八條の五十七の二第九項において準用する第六十八條の四十三第三十二項」と読み替えるものとする。

第五十七條の七の二第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第三項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第五十七條の九を削る。

第五十七條の十第一項中「同項に」を「同条第二項に」に改め、同条第三項中「第五十七條の十第一項」を「第五十七條の九第一項」に改め、同条を第五十七條の九とする。

第五十八條第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「以下この項」を「第一号」に、「鉱業法第三条第一項に規定する」を「安定的な供給を確保することが特に必要な

ものとして政令で定める」に改め、同条第二項中「青色申告書」を「国内鉱業者（青色申告書）に改め、
「定めるもの」の下に「をいう。以下この項において同じ。」及び青色申告書を提出する法人で国内鉱業者
者に準ずるものとして政令で定めるもの」を加え、「国内鉱業者」を「国内鉱業者等」に、「平成二十五
年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「安定的供給」を「安定的な供給」に、「百分の
五十」を「百分の四十」に改め、同条第三項中「掘さく」を「掘削」に改め、同条第五項中「鉱業法」の
下に「（昭和二十五年法律第二百八十九号）」を加え、「第二号及び」を削り、「これらの号」を「同
号」に改め、同項第一号中「国内鉱業者でない」を「国内鉱業者等に該当しない」に、「又はない」を
「又は該当しない」に改め、同条第十四項中「国内鉱業者である」を「国内鉱業者等に該当する」に改め
る。

第五十九条第一項中「探鉱用機械設備（」の下に「第一号及び」を加え、同項第一号中「当該機械設
備」を「当該探鉱用機械設備」に改め、同項第二号中「次項」を「次項第二号」に改め、同条第二項中
「以下この項」を「第一号」に、「海外探鉱用設備」を「海外探鉱用機械設備」に改め、同項第一号
中「海外新鉱床探鉱費」を「当該海外新鉱床探鉱費」に、「海外探鉱用設備」を「当該海外探鉱用機械設

備」に改める。

第五十九条の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、
「（昭和二十四年法律第百八十七号）」を削り、「当該認定を」を「同法第三十五条第三項の認定を」
に、「同法第三十五条第四項」を「同条第四項」に改め、同項第一号中「日本船舶」の下に「（特定準日
本船舶（海上運送法第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資する
ものとして財務省令で定めるものをいう。）を含む。次号において同じ。）」を加え、「海上運送法」を
「同法」に改める。

第六十一条第一項中「第四条第一項」の下に「の認定を受けた同項」を、「研究開発事業計画」とい
う。）の下に「に係る同法第十一条第一項に規定する認定研究開発事業者（以下この項において「認定
研究開発事業法人」という。）を、「第六条第一項」の下に「の認定を受けた同項」を加え、「のこれ
らの規定の認定を受けた」を「に係る」に改め、「認定研究開発事業者（以下この項において「認定研究
開発事業法人」という。）又は同条第一項に規定する」を削り、「当該認定の」を「その認定の」に改め
る。

第六十一条の二第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十一条の三第一項中「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。」の取得」を「いう。」でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得」に改める。

第六十一条の四第一項中「当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項第一号中「のうち六百万円」を「が八百万円」に、「に達するまでの金額の百分の十に相当する金額」を「以下である場合 零」に改め、同項第二号中「場合におけるその」を「場合 その」に改め、同条第二項中「ときは、」の下に「これを」を加える。

第六十二条第一項中「（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加え、同条第六項第二号中「及び第四十二条の九第一項」を「、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十一第二項」に、「第四十二条の十二」を「第四十二条の十二の四」に、「、第四十二条の十二」を「、第四十二条の十二の四」に、「第四十二条の十一第二項」を「第四十二条の十二第一項中「並びに第四十二条の十二の

びに第六十二条の三」と、第四十二条の十二の三第二項」に、「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の四第一項」に改める。

第六十三条第一項中「（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の十一第五項」の下に「第四十二条の十二の三第五項」を加え、同条第四項中「第六十五条の七第四項」を「第六十五条の七第四項」に、「第六十五条の十二第十項」を「又は第六十五条の十二第十項」に改める。

第六十五条第一項中「第三十九条第一項」の下に「都市の低炭素化の促進に関する法律第十九条第一項」を加え、同条第二項第二号中「こえる」を「超える」に、「とき。」を「とき」に改める。

第六十五条の四第一項第一号中「第十号」を「第十二号」に改め、同項第二十号を次のように改める。

二十 都市再開発法第七条の六第三項、大都市地域住宅等供給促進法第八条第三項（大都市地域住宅等供給促進法第二十七条において準用する場合を含む。）又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十二条第三項の規定により土地等が買い取られる場合

第六十五条の十三及び第六十五条の十四を削る。

第六十六条第七項中「第六十八条の八十五の二第一項」を「第六十八条の八十四第一項」に改める。

第六十六条の二第十一項及び第十二項中「第六十八条の八十五の三第一項」を「第六十八条の八十五第一項」に改め、同条第十四項第二号ハ中「又は第六十五条の十一から第六十五条の十四まで」を「第六十五条の十一又は第六十五条の十二」に改める。

第六十六条の五第四項に次のただし書を加える。

ただし、同条第四項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

第六十六条の五の三第三項中「株主等」を「同条第十四号に規定する株主等」に改める。

第六十六条の十の見出し中「所得計算」を「所得の計算」に改め、同条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十七条の見出し中「所得計算」を「所得の計算」に改め、同条第一項中「場合において」を「場合において、」に、「あるとき」を「あり、かつ、当該事業年度の総収入金額（当該医療法人の営む医業又は歯科医業に係るものとして政令で定める金額に限る。）が七千万円以下であるとき」に改め、同条第二

項中「とあるのは「二千五百万円」と」の下に「、「七千万円」とあるのは「三千五百万円」と」を加える。

第六十七条の五の次に次の一条を加える。

（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第六十七条の五の二 青色申告書を提出する法人（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者に限る。

以下この項において「中小企業者」という。）について平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に再生計画認可の決定があつたことに準ずる政令で定める事実が生じた場合（当該事実が生じた時において当該中小企業者に対する債権（当該事実の発生前の原因に基づいて生じた債権であるものに限る。以下この項において「再生債権」という。）を有する二以上の金融機関等（当該再生債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。）の当該再生債権が当該事実に係る債務処理に関する計画の定めるところにより特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合に限る。）において、当該中小企業者が、その有する資産の価額につき政令で定める評定を行い、又は当該債務処理に関する計画に従つてそ

の再生債権につき債務の免除を受けたときは、当該中小企業者の当該事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該事実を法人税法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項に規定する政令で定める事実とみなして、これらの規定を適用する。この場合において、同項第一号中「政令で定める債権」とあるのは「政令で定める債権（租税特別措置法第六十七条の五の二第一項（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実にあつては、同項に規定する再生債権。以下この号において「特定債権」という。）」と、「除く」とあるのは「除き、特定債権が同項に規定する債務処理に関する計画の定めるところにより同項に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合における当該特定債権を有する者を含む」と、「当該債権」とあるのは「特定債権」とする。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 金融機関等 預金保険法第二条第一項各号に掲げる金融機関（同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行を除く。）その他政令で定めるものをいう。

二 投資事業有限責任組合契約等 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投

資事業有限責任組合契約（次号において「投資事業有限責任組合契約」という。）及び有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。

三 特定投資事業有限責任組合契約 投資事業有限責任組合契約のうち中小企業の事業の再生に著しく寄与する契約として政令で定めるものをいう。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十四第二項の表第五十八条第六項第一号の項の次に次のように加える。

第五十九条第二項	当該適用年度終了の時に において第五十七条第十一 項各号に掲げる法人	租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号（特定目的会社に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社
同条第一項	第五十七条第一項	

第六十七条の十四第三項の表第五十七条の十第一項の項中「第五十七条の十第一項」を「第五十七条の九第一項」に改める。

第六十七条の十五第一項第二号へ中「他の法人の」を「他の法人（当該投資法人につき投資法人法第百

九十四条第二項に規定する場合に該当する場合における当該投資法人に代わつて専ら投資法人法第百九十三条第一項第三号から第五号までに掲げる取引（国外において行われるものに限る。）を行うことを目的とするものとして財務省令で定める法人を除く。）の」に改め、同条第三項の表第五十八条第六項第一号の項の次に次のように加える。

第五十九 条第二項	当該適用年度終了の時に において第五十七条第十一 項各号に掲げる法人	租税特別措置法第六十七条の十五第一項第一号（投資法人に 係る課税の特例）に掲げる要件を満たす投資法人
同条第一項	第五十七条第一項	

第六十七条の十五第四項の表第五十七条の十第一項の項中「第五十七条の十第一項」を「第五十七条の九第一項」に改める。

第六十七条の十七第一項中「振替国債（」の下に「割引債（第四十一条の十三第一項に規定する割引債をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当するものを除く。」を加え、「同条第一項」を「第五条の二第一項」に改め、「振替地方債（」の下に「割引債に該当するものを除く。」を加え、「以下こ

の条」を「次項、第三項及び第九項」に改め、同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に、「以下この条」を「割引債に該当するものを除く。以下この項及び第九項」に、「第五条の三第一項」を「同条第一項」に改め、同条第三項中「発行差金」を「償還差益」に、「発行価額」を「取得価額」に改め、同条第四項中「のうち」を「及び第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還差益（当該割引債の同条第一項に規定する償還により受ける金額が当該割引債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）のうち、」に改め、同条第五項中「第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債（次項及び第九項において「特定短期公社債」という。）を除く」を「第四十一条の十二第三項の規定の適用を受けたものに限り」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 外国法人が特定振替機関等（第四十一条の十三の三第一項に規定する特定振替機関等をいう。以下この項において同じ。）又は適格外国仲介業者（同条第七項第四号に規定する適格外国仲介業者をいう。以下この項において同じ。）から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所又は当該適格外国仲介業者の同条第七項第五号に規定する特定国外営業所等を通じて

同項第六号に規定する振替記載等を受けている特定振替割引債（同項第七号に規定する特定振替割引債をいう。以下この項及び第九項において同じ。）の保有により生ずる所得を有する場合の当該特定振替割引債の保有により生ずる所得で、当該特定振替割引債の発行者の同条第四項に規定する特殊関係者でないものにつき生ずる所得については、法人税を課さない。

第六十七条の十七第九項中「民間国外債又は特定短期公社債」を「（当該特定振替社債等の第五条の三第二項に規定する発行者の同項に規定する特殊関係者が有するものを除く。）民間国外債（当該民間国外債の発行をする者の第六条第四項に規定する特殊関係者が有するものを除く。）又は特定振替割引債（当該特定振替割引債の発行者の第四十一条の十三の三第四項に規定する特殊関係者が有するものを除く。）」に、「民間国外債にあつては、その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に限る。」を「特定振替割引債にあつては、当該特定振替割引債の保有により生ずる損失の額その他の政令で定める金額」に改め、同条第十項中「発行差金」を「償還差益」に、「規定する償還差益」を「規定する保有により生ずる所得」に改め、「及び次条」を削る。

第六十七条の十八を削る。

第六十八条の二中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の二第二項の表第五十八条第六項第一号の項の次に次のように加える。

第五十九条第二項	当該適用年度終了の時に において第五十七条第十一 項各号に掲げる法人	租税特別措置法第六十八条の三の二第一項第一号（特定目的 信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特 定目的信託に係る受託法人
同条第一項		第五十七条第一項

第六十八条の三の三第二項の表第五十八条第六項第一号の項の次に次のように加える。

第五十九条第二項	当該適用年度終了の時に において第五十七条第十一 項各号に掲げる法人	租税特別措置法第六十八条の三の三第一項第一号（特定投資 信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特 定投資信託に係る受託法人
同条第一項		第五十七条第一項

第六十八条の三の四第二項中「並びに第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十一第三項、第四

十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第三項並びに第四十二条の十二の四」に改める。

第六十八条の九第一項中「並びに第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五」に改め、同条第十一項中「第六十八条の十五第五項」の下に「第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第十二項第三号中「又は大学と」を「大学その他の者と」に、「又は大学に」を「大学又は中小企業者に」に改める。

第六十八条の九の二第一項中「（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）が平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「が平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改め、同条第二項から第八項までを削り、同条第九項中「第一項の規定により読み替えられた」を「前項の規定により読み替えられた」に改め、同項を同条第二項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「第三項、第四項、第六項及び前三項」を「前項」に改め、「第二項、第五項又は第七項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第十二項中「第二項又は第五項」を削り、同項を同条第四項とし、

同条第十三項を削る。

第六十八条の十第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、
「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで）」及び「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。」を「いう。」でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを」に改め、「。次項」の下に「及び第六項」を加え、「第十項」を「第十三項」に改め、「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額）」を削り、同項第一号口中「エネルギー資源」を「エネルギー源」に改め、同号ハ中「又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減」を削り、「減価償却資産（」を「減価償却資産のうち電気及び熱の効率的な利用に資するもの（」に改め、同号に次のように加える。

二 エネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に資する機械その他の減価償却資産（イからハまでに掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）

第六十八条の十第一項第二号中「次に掲げる」を「建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に
応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の
削減に資する」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項中「その製作若しくは建設の後事業の用に供さ
れたことのないエネルギー環境負荷低減推進設備等」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等でその製作
若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの」に、「並びに第六十八条の十五の二」を「第六
十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並び
に第六十八条の十五の五」に改め、同条第五項中「（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を
含む。）」を削り、「第六十八条の十五第五項」の下に「第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条
第十三項中「第六項から第十項まで」を「第八項から第十三項まで」に、「第五項」を「第七項」に、
「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条
第九項から第十一項までを三項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第一項」の下に「及び第六項」を加え、
「同項に規定する」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等の」に改め、同項を同条第十一項とし、同条
第七項中「から第三項まで」を「及び第六項、第二項又は第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条

第六項中「第一項」の下に「及び第六項」を加え、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 第一項及び第六項又は第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けたものが、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、適用しない。

第六十八条の十第五項の次に次の二項を加える。

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に第一項第一号イ及びハに掲げる減価償却資産（以下この項において「特定エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定エネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該連結親法

人又はその連結子法人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該特定エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

7 連結親法人又はその連結子法人の有する減価償却資産で、前項の規定の適用を受けたもの（当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第四十二条の五第六項の規定の適用を受けたもの）又は前項の規定の適用を受けることができるものに係る第六十八条の十五の三、第六十八条の四十及び第六十八条の四十一の規定の適用については、第六十八条の十五の三第三項第一号中「第六十八条の十第一項」とあるのは「第六十八条の十第一項若しくは第六項」と、第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十第一項」とあるのは「第六十八条の十第一項若しくは第六項」と、「第五十二条の二第二項」とあるのは「第五十二条の二第一項（第四十二条の五第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、第六十八条の四十一第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項（第六十八条の十第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第二項中「場合（第五十二条の三第一

項」とあるのは「場合（第五十二条の三第一項（第四十二条の五第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項の特別償却限度額に満たない場合を」とあるのは「第五十二条の三第一項の特別償却限度額に満たない場合を」とする。

第六十八条の十一第一項中「その製作の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。」を「いう。」でその製作の後事業の用に供されたことのないものを」に改め、同条第二項中「その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等」を「特定機械装置等でその製作の後事業の用に供されたことのないもの」に、「並びに第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五」に改め、同条第五項中「（第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十五第五項」の下に「第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第八項中「同項に規定する」を「特定機械装置等の」に改める。

第六十八条の十三第一項中「並びに第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五」に改

め、同条第四項中「（第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八條の十五第五項」の下に「第六十八條の十五の四第五項」を加える。

第六十八條の十五第一項中「同法第二十六條第一項」を「同法第十五條第一項」に、「定められた同項に規定する事業（以下この条において「特定国際戦略事業」という。）の用に供するものとして財務省令で定める機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」を「適合する財務省令で定める計画に記載された第四十二條の十一第一項各号に掲げる減価償却資産」に改め、「当該国際戦略総合特別区域内において」を削り、「当該特定国際戦略事業」を「同法第二條第二項第二号イ又はロに掲げる事業（以下この条において「特定国際戦略事業」という。）」に改め、同条第二項中「当該国際戦略総合特別区域内において」を削り、「並びに次条」を「次条、第六十八條の十五の三第二項、第六十八條の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の十五の五」に改め、同条第五項中「（第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八條の十三第四項」の下に「第六十八條の十五の四第五項」を加え、同条第八項中「同項に規定する」を「特定機械装置等の」に改める。

第六十八條の十五の二第一項中「において、当該」を「で、かつ、当該」に、「ときは、当該」を「場合には、当該」に、「並びに前条第二項、第三項及び第五項」を「前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項並びに第六十八條の十五の四第二項、第三項及び第五項」に、「三十万円」を「四十万円」に改め、同項第一号中「適用年度及び」を「当該適用年度及び」に改め、「雇用者であつた者で」を削り、「者を」を「雇用者及び高年齢雇用者を」に改め、同項第二号中「適用年度」を「当該適用年度」に改め、「における雇用者」の下に「（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）」を加え、同条第二項第一号中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第六号中「又は適用年度」を「又は前号の適用年度」に、「適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の一年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額（」を「連結親法人又はその連結子法人の給与等の支給額のうち当該適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の一年前の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除くもの

とし、「に」、「その各連結子法人」を「その連結子法人」に、「一年以内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額」を「給与等の支給額のうち当該一年以内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。）」に改め、「当該給与等の支給額」の下に「のうち当該適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の一年前の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」を、「を乗じて計算した金額」の下に「（当該適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数が零である場合には、当該適用年度前一年以内連結事業年度等における給与等の支給額）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「同じ。」の下に「のうち適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「前号の」の下に「適用年度に係る」を、「の雇用者」の下に「（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）」を加え、同号を同

項第四号とし、同項第二号中「前日における雇用者」の下に「（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。第七号において同じ。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 高年齢雇用者 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の使用人のうち高年齢継続被保険者（雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者をいう。）に該当するものをいう。

第六十八条の十五の二第五項中「適用年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額」を「当該連結親法人又はその連結子法人の給与等の支給額のうち適用年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」に改める。

第六十八条の十五の三第一項中「第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」の下に「、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項」を加え、同項第一号中「又は第二項」、「平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年